

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第18号

### 大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の2」を「第173条の3」に改める。

第25条第3項第3号中「さらに」を「更に」に改める。

第31条第2項及び第32条第2項中「市長の」を「必要な」に改める。

第33条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第41条第1項中「市長の」を「必要な」に改める。

第53条及び第53条の2第1項中「支払い」を「支払」に改める。

第53条の6第1項中「市長の」を「必要な」に改める。

第53条の7の見出し中「繰上げ手続」を「繰上手続」に改める。

第53条の8第1項及び第53条の9第2項中「市長の」を「必要な」に改める。

第54条第1項中「作成し、」の次に「必要な」を加え、同項ただし書中「職員手当」の次に「（会計年度任用職員に支給するものを除く。）」を、「より」の次に「必要な」を加える。

第55条第1項中「添付し、」の次に「必要な」を加える。

第57条第1項中「市長の」を「必要な」に改め、同条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第64条の2第1項中「呈示」を「提示」に、「支払い」を「支払」に改める。

第65条第2項及び第7項中「支払い」を「支払」に改める。

第67条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4項中「手続き」を「手続」に改める。

第69条第7号中「非常勤職員」を「非常勤特別職職員」に改める。

第71条の4第2項中「市長の」を「必要な」に改める。

第75条の7の見出し中「受け入れ」を「受入れ」に改める。

第75条の12第1項中「振替える」を「振り替える」に改める。

第75条の13中「の」を「を」に改める。

第78条第2項中「歳入歳出外現金払出書に」の次に「必要な」を加える。

第87条中「より」の次に「必要な」を加える。

第96条第2項中「概ね」を「おおむね」に改める。

第102条第4項中「代り」を「代わり」に改める。

第109条第1項中「給料等」の次に「（会計年度任用職員に支給するものを除く。）」を加える。

別表第1政策部の項を削り、同表総務部の項委任する事務の範囲の欄第1号中「全ての」を削り、同欄中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 介護保険の保険料及びこれに係る徴収金

(9) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る徴収金

別表第1市民経済部の項委任する事務の範囲の欄第1号中「全ての」を削り、同欄中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民健康保険に係る不当利得の徴収金

別表第1市民経済部の項委任する事務の範囲の欄に次の2号を加える。

(11) 放課後児童クラブ保護者負担金

(12) 歳入歳出外現金で所管に属するもの

別表第1健康福祉部の項委任する事務の範囲の欄中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同表こども部の項委任する事務の範囲の欄第5号を削り、同表文化スポーツ部の項委任する事務の範囲の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第3号とし、同表街づくり計画部の項委任する事務の範囲の欄第1号中「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同欄中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を削り、第9号を第3号とし、同欄第10号中「の収納事務」を削り、同号を同欄第4号とし、同表都市施設部の項委任する事務の範囲の欄第1号中「使用料」の次に「及び占用料並びにこれらに係る徴収金」を加え、同欄第3号中「水洗便所改造資金貸付金」の次に「及びこれに係る徴収金」を加え、同欄中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、同欄に次の1号を加える。

(5) 道路占用工事路面復旧負担金及びこれに係る徴収金

別表第1教育委員会の項中「課長」の次に「、室長」を加え、同項委任する事務の範囲の欄に次の2号を加える。

(4) 就学援助費等に係る返還金

別表第3第1号中「支給明細書」の次に「及び勤務実績報告書（会計年度任用職員に限る。）」

を加え、同表中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。